㈠１）建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）若しくはｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）、ｂ）、ｄ）　第１号２⑴⑤㈠１）ａ）、ｂ）、ｄ）に同じ
ｃ）第２号２⑴⑤㈠１）ｃ）に同じ
２）延床面積　4,500㎡以上
３）工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績ではなくてもよい。
ａ）受変電設備　設備容量2,000ｋＶＡ以上
ｂ）火災報知設備

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㈠の施工実績を有し、他の構成員は、下記㈡の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㈠の施工実績を有し、他の構成員は、下記㈡の施工実績を有すること。

㈡１）、２）第２号２⑴⑤㈡１）、２）に同じ
３）工事種目　受変電設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１）、２）、３）第２号２⑵②１）、２）、３）に同じ

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ

⑶　第１号２⑶に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶～⑸　第１号３⑴、⑶～⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠、㈡のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㈢の評価項目を評価して算出する。

なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㈠　技術提案の項目として「電気設備における電力使用量の削減、及び保守性を向上させるための提案について」

㈡、㈢　第１号３⑵②㈡、㈢に同じ

⑤　②㈠の「電気設備における電力使用量の削減、及び保守性を向上させるための提案について」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㈡の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。

なお、未提出である場合又は不適切である場合は欠格とする。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①、②　第１号４⑸①、②に同じ

③　郵便による入札の受領期限は、平成21年12月10日（木）12時00分　郵送先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成21年12月11日（金）13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　第１号５に同じ

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Electrical Construction work of the Japan Meteorological Agency Kiyose Government Office Building (provisional name).

○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　気象庁清瀬庁舎（仮称）特高受変電設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都清瀬市中清戸３―235

⑷　工事内容　本工事は、東京都清瀬市中清戸３―235において気象庁清瀬庁舎（仮称）特高受変電設備工事の施工を行うものである。
敷地面積：20,157㎡
［第三庁舎］
構　　造：鉄筋コンクリート造　地上２階地下１階塔屋１階建て
延床面積：5,904㎡
用　　途：庁舎
工事種目：受変電設備、構内配電線路

⑸　工期　平成23年８月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　66kVキュービクル形ＳＦ６ガス絶縁開閉装置　一式、主変圧器（約10,000kVA）２台、高圧配電盤26面、高圧コンデンサー盤10面

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「特高受変電設備の効率化向上対策に関する提案、及び保守性を向上させるための提案について」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿　第１号１⑻、⑼、⑾～⑬に同じ

２　競争参加資格

⑴　下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている業者であること。

①、③、⑤～⑧　第１号２⑴①、④、⑥～⑨に同じ

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における受変電設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

④　平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす受変電設備又は変電所（新設又は更新による、受電用遮断器・特高変圧器・特高変圧器２次側主遮断器が含まれるシステム一式を設置していること）を設置した実績を有し、当該実績における主要機器（受電用遮断器・特高変圧器２次側主遮断器とする。）の製作に係わる設計管理、工程管理、検査・試験に関する自らの体制と能力を証明できること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㈠　特高受変電設備又は変電所（いずれも電圧が60ｋＶを超える）設備容量10,000kVA以上

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㈠の施工実績を有し、他の構成員は、下記㈡の施工実績を有すること。